

I. 「中間とりまとめ」の決定・公表に当たって

当会議は、平成 19 年 1 月の設置以来、国民の目線に立ち、暮らしの安心・豊かさ・利便性の向上に結びつく規制の諸改革の実現に努めてきた。

残念ながら、医療、保育、農業、教育等、強固で硬直的な規制の下にある分野、官自らが事業を行っている分野などにおいては、改革されるべき課題がなお依然として厚い岩盤のように存在しているとの感がある。グローバル競争の激化や本格的な少子高齢化社会の到来を考えると、改革に残された時間は少なく、一時も立ち止まることは許されない。生産性向上、イノベーション、提供サービスの質の向上を目指す上で、サービス提供側の切磋琢磨と利用者の自由な選択を促すための制度設計の大胆な見直しは避けては通れない途である。

こうした問題意識のもと、当会議は、①社会保障・少子化対策、②農林水産業・地域、③生活基盤、④国際競争力向上、⑤社会基盤、⑥教育・資格改革、⑦官業スリム化の 7 つの柱により、当面する課題の論点を「中間取りまとめ」として整理した。本中間取りまとめは、年末に予定されている第 3 次答申の取りまとめに向けた主な論点を整理するとともに、関係者や国民各層に幅広く問題を提起し、より良い改革の実現に向けた議論を喚起するためのものである。

また、当会議は「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）において、平成 19 年度に措置・検討することが決定されていた事項についてフォローアップを行った。その結果、現時点での取組状況が不十分と解されるものについても本中間とりまとめの中で言及している。当会議としては、既に決定された事項が適切かつ着実に実行されるよう監視し、必要な指摘を行うことも重要な責務であると認識している。

なお、今回盛り込まれていない新たな課題についても、引き続き積極的に取り上げ、調査を精力的に行い、年末に向けて問題提起を行っていく。

関係各位におかれては、今後とも当会議の活動にご支援・ご協力を賜るようお願いするとともに、規制改革の推進に向けた幅広い議論が喚起されることを期待したい。